

## 【規則案について】

### 1 教員免許更新制の概要（規則制定に係る部分）

#### (1) 有効期限の設定（教育職員免許法第9条の2第1項）

平成21年度以降に授与される教育職員免許状（以下「教員免許」という。）には、10年の有効期限が設定され、免許状更新講習（以下「更新講習」という。）を受講・修了した後、都道府県教育委員会から有効期間の更新を受けなければ、教員免許は失効するものとされた。

#### (2) 更新講習の受講ができる者（免許状更新講習規則第9条第1項、同第2項）

教員免許所有者のすべてが更新講習の受講ができるのではなく、法令が定める教員と教員志望者、都道府県教育委員会が定める教員に準ずる者に限って、受講ができるものとされた。

#### (3) 経過措置（改正法\*1附則第2条第2項）

平成21年度前に授与された教員免許には、有効期限は設定されていないが、経過措置により、法令が定める教員と、都道府県教育委員会が定める教員に準ずる者は、年齢に応じて割り振られた期限までに、更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会による確認を受けることが義務づけられた。

#### (4) 更新講習の受講免除対象者

（教育職員免許法施行規則第61条の4第2号、同第4号、同第5号）  
（改正省令\*2附則第10条第2号、同第4号、同第5号）

法令が定める校長、教頭など、学校において教員を指導する立場にある者と、都道府県教育委員会が定める校長、教頭などに準ずる者は、更新講習の受講免除対象者とされた。

また、学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰であって、都道府県教育委員会が指定したものを受けた者は、更新講習の受講免除対象者とされた。

#### (5) 法令上の規定

更新講習の受講ができる者

ア 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭

イ 教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭

ウ 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、幼稚園と人事交流がある保育園に勤務する保育士、教員経験者、講師登録者、教員採用内定者

エ 都道府県教育委員会が定める教員（ア又はイ）に準ずる者

経過措置により更新講習の受講義務がある者

のア、イ又はエに該当する者

更新講習の受講免除対象者

ア のアに該当する者

イ 都道府県教育委員会が、 のアに準ずる者として定める者

ウ 教育委員会が指定する表彰の受賞者

エ 更新講習の講師

\*1 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律

\*2 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令

## 2 規則案の内容

更新講習の受講ができる者、経過措置により受講義務がある者、更新講習の受講免除対象者

都道府県教育委員会は、法令により、更新講習の受講ができる者、経過措置により受講義務がある者、更新講習の受講免除対象者を（ア）から（ウ）に掲げる者から定めることとされている。

- （ア） 都道府県教育委員会又は市区町村教育委員会の職員
- （イ） 国、県又は市町の職員で（ア）に準ずる者
- （ウ） 国立大学法人、公立大学法人、私立学校法人又は独立行政法人のうち文部科学大臣が指定したものの役員若しくは職員(以下「法人等の役職員」という。)で（ア）に準ずる者

これを受け、下記の（１）～（３）を以下のように定める。

- （１） 更新講習の受講ができる者（第２条）
  - 石川県教育委員会又は石川県内の市町教育委員会(以下「県市町教育委員会」という。)に勤務する者のうち、公立学校教員経験者
  - 県市町教育委員会の要請に応じ、国、石川県又は石川県内の市町の職員として在職している者のうち、公立学校教員経験者
  - 石川県内の法人等の役職員のうち、教育職員経験者
- （２） 経過措置により受講義務がある者（附則第２条）
  - 県市町教育委員会に勤務する者のうち、公立学校教員経験者
  - 県市町教育委員会の要請に応じ、石川県又は石川県内の市町の職員として在職している者のうち、公立学校教員経験者
  - 石川県内の法人等の役職員のうち、教育職員経験者
- （３） 更新講習の受講免除対象者
  - （第３条第１項、同第２項、附則第３条第１項、同第２項）
  - 県市町教育委員会で、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者のうち、公立学校教員経験者
  - かつて校長、副校長、教頭、主幹教諭若しくは指導教諭であった者又は教育職員であったことのある者で県市町教育委員会で学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事していた者であって、県市町教育委員会の要請に応じ、国、石川県又は石川県内の市町に職員として在職している者
  - 石川県内の法人等の役職員で、教育職員経験者のうち、 に準ずる者

## 受賞により更新講習の受講を免除できる表彰の指定

(第3条第3項、附則第3条第3項)

受賞により更新講習の受講を免除できる表彰は、文部科学大臣優秀教員表彰と各都道府県の優秀教員表彰が該当し、また、今後、私立学校の団体が優秀教員表彰に準ずる表彰を創設した場合は、対象になるとされている。

これを受け、以下のように定める。

### 文部科学大臣優秀教員表彰

石川県教育委員会が実施する表彰のうち、各教科の指導法又は生徒指導その他の事項に関する功績が特に顕著である者に対するものであって、客観的かつ明確な基準に基づき、結果及び理由の公開を前提として行われるもの

上記 に準ずる表彰

上記 及び のうち、具体的な職名など細部に渡る部分は、別途要綱を策定し、その中で定める。

## 教員免許更新等申請手続書類の整備

(第4条、第5条、第6条、第7条、附則第4条、附則第5条、附則第6条、附則第7条)

下記(1)～(7)については、教員免許の更新等に関する手続に必要な書類を定め、(8)については、申請手続や手数料の徴収について整備する。

- (1) 免許状の有効期間の更新手続に関する書類(第4条第1項)  
有効期間更新申請書(様式第1号)  
更新講習を修了したことを証する書類  
免許状を所持することを証する書類
- (2) 受講免除による免許状の有効期間の更新手続に関する書類(第4条第2項)  
有効期間更新申請書(様式第2号)  
更新講習を受講する必要がないことを証する書類  
免許状を所持することを証する書類
- (3) 免許状の有効期間の延長手続に関する書類(第5条)  
有効期間延長申請書(様式第3号)  
免許状の有効期間の満了日までに更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類  
免許状を所持することを証する書類
- (4) 更新講習修了確認手続に関する書類(附則第4条第1項)  
更新講習修了確認申請書(様式第4号)  
更新講習を修了したことを証する書類  
免許状を所持することを証する書類
- (5) 更新講習を修了した後2年2月の期間内にあることの確認手続に関する書類(附則第4条第2項)  
改正法附則第2条第3項第3号の確認申請書(様式第5号)  
更新講習を修了したことを証する書類  
免許状を所持することを証する書類

- ( 6 ) 修了確認期限の延期手続に関する書類 ( 附則第 5 条 )
  - 修了確認期限延期申請書 ( 様式第 6 号 )
  - 修了確認期限までに更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類
  - 免許状を所持することを証する書類
  
- ( 7 ) 更新講習の受講免除の認定手続に関する書類 ( 附則第 6 条 )
  - 更新講習受講免除申請書 ( 様式第 7 号 )
  - 更新講習を受講する必要があることを証する書類
  - 免許状を所持することを証する書類
  
- ( 8 ) その他申請手続に関する事項 ( 第 6 条、附則第 7 条 )
  - 一又は複数の種類の免許状について申請をしようとするときは、一の願書をもって願出れば足りる。
  - 申請をするときは、手数料条例に定める手数料を石川県証紙をもって納入しなければならない。

教育職員免許状の更新等に関する規則（案）

（趣旨）

第一条 石川県教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）第一条に規定する普通免許状又は特別免許状（以下「免許状」という。）の更新については、法令に別に定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。

（更新講習を受講することができる教育の職）

第二条 免許状更新講習規則（平成二十年文部科学省令第十号。以下「更新講習規則」という。）第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、石川県又は石川県内の市町（以下「県市町」という。）が設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校であつて、大学及び高等専門学校を除いたものをいう。以下同じ。）の教育職員（免許法第二条第一項に定める教育職員をいう。以下同じ。）として任命されたことのある者（以下「公立学校教員経験者」という。）で委員会又は石川県内の市町教育委員会（以下「県市町教育委員会」という。）に勤務し、学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者のうち、次の各号に掲げる者とする。

一 管理主事、指導主事又は社会教育主事及びこれらを管理監督する職その他の学校教育、社会教育、人事管理又は研修に関する事務に従事する者で、免許法第九条の三に規定する免許状更新講習（以下「更新講習」という。）を受講できることとする者が適当であるものとして別に定める者

二 前号に準ずる者で、更新講習を受講できることとする者が適当であるものとして別に定める者

2 更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公立学校教員経験者のうち、県市町教育委員会の要請に応じ、国又は県市町の職員（以下「国等の職員」という。）として在職している者であつて、更新講習を受講できることとする者が適当であるものとして別に定める者

二 教育職員として任命又は雇用されたことのある者（以下「教育職員経験者」という。）のうち、更新講習規則第九条第一項第三号に掲げる法人（石川県内に設置されたものに限る。）の役員若しくは職員（以下「法人の役員」という。）として在職している者であつて、更新講習を受講できることとする者が適当であるものとして別に定める者

（更新講習の受講免除対象者）

第三条 教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号。以下「免許法施行規則」という。）第六十一条の四第二号に規定する免許管理者が定める者は、前条第一項第一号に規定する者とする。

2 免許法施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする

る。

一 免許法施行規則第六十一条の四第一号又は前条第一項第一号に定める者であつたことのある者のうち、県市町教育委員会の要請に応じ、国等の職員として在職している者であつて、更新講習を受講する必要がないものとして別に定める者

二 教育職員経験者のうち、法人の役職員として在職している者であつて、前項に準ずる者として別に定める者

3 免許法施行規則第六十一条の四第五号に規定する免許管理者が指定する表彰は、次の各号に掲げるものとする。

一 文部科学大臣優秀教員表彰

二 委員会が実施する表彰のうち、各教科の指導法又は生徒指導その他の事項に関する功績が特に顕著である者に対するものであつて、客観的かつ明確な基準に基づき、結果及び理由の公開を前提として行われるもので別に定めるもの

三 前号に準ずる表彰として別に定めるもの

(免許状の有効期間の更新)

第四条 免許法第九条の二第一項の規定により、免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一 有効期間更新申請書(様式第一号)

二 更新講習を修了したことを証する書類

三 免許状を所持することを証する書類

2 免許法第九条の二第一項の規定により、更新講習の受講をしないで免許状の有効期間の更新を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一 有効期間更新申請書(様式第二号)

二 更新講習を受講する必要があることを証する書類

三 免許状を所持することを証する書類

(免許状の有効期間の延長)

第五条 免許法第九条の二第五項の規定により、免許状の有効期間の延長を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

一 有効期間延長申請書(様式第三号)

二 免許状の有効期間の満了日までに更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類

三 免許状を所持することを証する書類

(願書及び手数料)

第六条 一又は複数の種類の免許状について、前二条に規定する申請をしようとするときは、一の願書をもつて願出れば足りる。

2 前項の願出をする者は、石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)別表十六の項に定める手数料を石川県証紙をもつて納入しなければならない。

(委任)

第七条 この規則の施行に関し必要な事項は、石川県教育委員会教育長が定める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

(修了確認義務を課す教育の職)

第二条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正省令」という。)附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、第二条第一項各号に規定する者とする。

2 改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 公立学校教員経験者のうち、県市町教育委員会の要請に応じ、県市町の職員として在職している者であつて、更新講習を受講することが必要なものとして別に定める者

二 教育職員経験者のうち、法人の役職員として在職している者であつて、更新講習を受講することが必要なものとして別に定める者

(更新講習の受講免除対象者)

第三条 改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、第二条第一項第一号に規定する者とする。

2 改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、第三条第二項各号に規定する者とする。

3 改正省令附則第十条第一項第五号に規定する免許管理者が指定する表彰は、第三条第三項各号に規定する表彰とする。

(更新講習修了確認)

第四条 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。）附則第二条第二項の規定により、更新講習修了確認を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 更新講習修了確認申請書（様式第四号）
- 二 更新講習を修了したことを証する書類
- 三 免許状を所持することを証する書類

2 改正法附則第二条第三項第三号の規定により、更新講習の課程を修了した後二年二月の期間内にあることについての確認を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書（様式第五号）
- 二 更新講習を修了したことを証する書類
- 三 免許状を所持することを証する書類

（修了確認期限の延期）

第五条 改正法附則第二条第四項の規定により、修了確認期限の延期を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 修了確認期限延期申請書（様式第六号）
- 二 修了確認期限までに更新講習の課程を修了することが困難な事由があることを証する書類
- 三 免許状を所持することを証する書類

（更新講習の受講免除対象者の認定）

第六条 改正法附則第二条第五項の規定により、更新講習の受講免除の認定を受けようとする者は、次に掲げる書類を委員会に提出しなければならない。

- 一 更新講習受講免除申請書（様式第七号）
- 二 更新講習を受講する必要がないことを証する書類
- 三 免許状を所持することを証する書類

（願書及び手数料）

第七条 第六条の規定は、前三条の申請を行う場合に準用する。

様式第 1 号(第 4 条第 1 項関係)

有効期間更新申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 ) 印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話	本籍地

私は、免許状更新講習の課程を修了したので、免許状の有効期間の更新を申請します。

【所持する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載 の氏名	免許状に記載 の本籍地

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教育の最新事情に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

様式第2号(第4条第2項関係)

有効期間更新申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印)	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話	本籍地

私は、下記の免除事由に該当するので、免許状更新講習の受講免除による、免許状の有効期間の更新を申請します。

免除事由：

【所持する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

〔証明者記入欄〕

年 月 日

(証明者名) 印

備考 出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

有効期間延長申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印)	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話	本籍地

私は、免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な事由があるので、免許状の有効期間について 年 月 日までの延長を申請します。

記

延長事由：

【所持する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

延長前の有効期間： 年 月 日

〔証明者記入欄〕

年 月 日

(証明者名)印

備考 出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

様式第4号（附則第4条第1項関係）

更新講習修了確認申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印)	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話	本籍地

私は、免許状更新講習の課程を修了したので、更新講習修了確認を受けることを申請します。

【所持する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教育の最新事情に関する事項		年 月 日	教・養・栄
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

様式第5号（附則第4条第2項関係）

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

（フリガナ 氏名 印	生年月日 年 月 日
勤務(予定)校・機関	
現住所	電話 本籍地

私は、免許状更新講習の課程を修了してから2年2月を経過していないことの確認を申請します。

【所持する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

【修了又は履修した免許状更新講習】

事項	開設者	修了(履修)年月日
教育の最新事情に関する事項		年 月 日
教科指導・生徒指導その他教育内容の充実に関する事項		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日

備考 出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

修了確認期限延期申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印)	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話	本籍地

私は、免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難な理由がありますので、修了確認期限について 年 月 日までの延期を申請します。

記

延期事由：

【所持する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

延期前の修了確認期限： 年 月 日

-----  
〔証明者記入欄〕

年 月 日

(証明者名) 印

備考 出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

免許状更新講習受講免除認定申請書

石川県教育委員会 様

年 月 日

(フリガナ 氏名 印)	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	電話	本籍地

私は、下記の事由により、免許状更新講習の受講免除の認定を受けることを申請します。

免除事由：

【所持する免許状】

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状に記載の氏名	免許状に記載の本籍地

〔証明者記入欄〕

年 月 日 (証明者名) 印

備考 出願者本人が署名する場合、押印を省略することができる。

教育職員免許状の更新に関する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

石川  
県  
教  
育  
委  
員  
会

石川  
県  
教  
育  
委  
員  
会  
規  
則  
第 号